

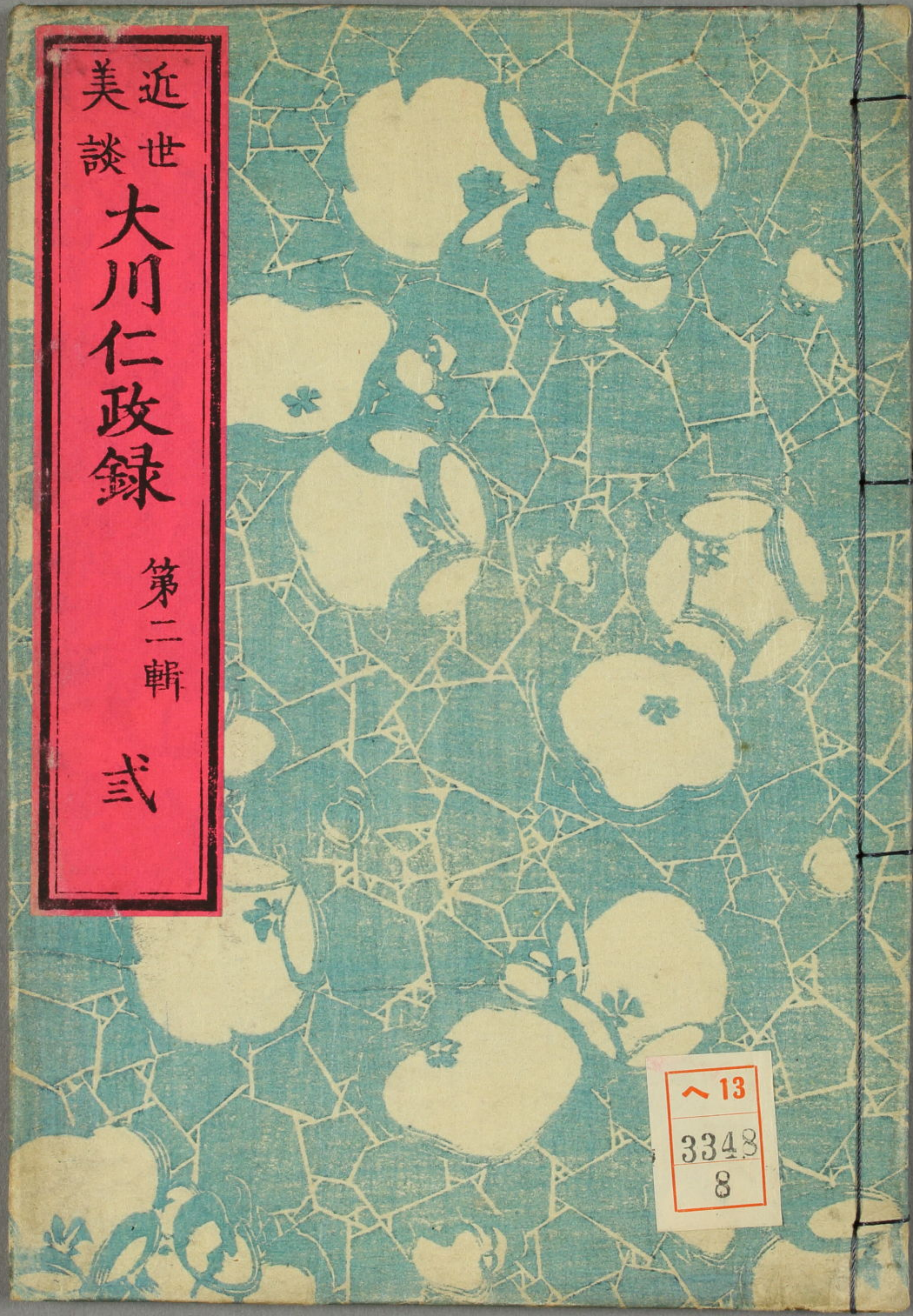


近世
美談

大川仁政錄

第二輯

貳



~ 13
3348
8



門へ 13
3348
巻 8

近世 大川仁政録第二輯卷之三
美談

松亭主人編次

大正十年八月廿九日
本大學出版部 贈

第七回

教光松ヶ枝尋素生
奴僕告状三士伏罪

君諫ろ不従ふて則ち聖ろりとうや去程小大川越州侯ハ翌日辰の中刻評定所へ
出勤あつて執吏上杉民部大輔顕定上杉上條相模守房定上杉修理大夫政
真上杉八條中勢大輔満足上杉小山田三郎定頼共外評定衆那須刑部少輔
宗俊善民部少輔倫衆二階堂左門尉政行佐々木近江守信久其外密檢使乃
各位威儀を正しく列座少令尹大川越前守教光出座あつて廳下へ五郎兵
衛を引居させ大川氏ヲ指揮せよつて千摩由堂左門辛崎牛田の三人共評定

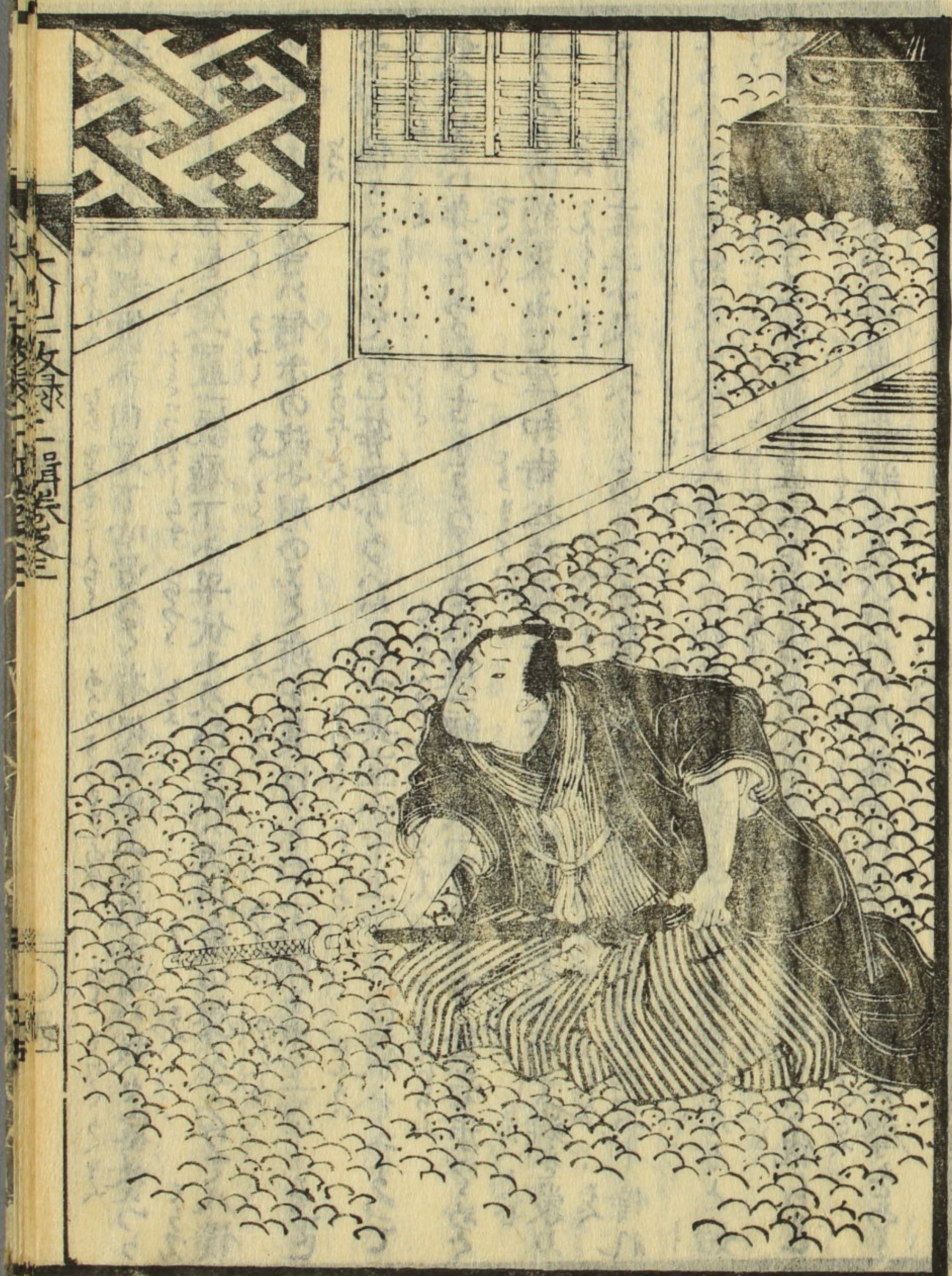
大川仁政録第二輯卷之三

所縁側未つて平伏を時小越州候の縁側へ出て如何小松枝屋五郎兵衛休ら
 家内を預立の砌り革具足その余武器救々ある小殊小巽祖尊氏將軍よつて
 頂戴の御墨附御朱印の写といへる書物あり武器おろび御墨附を所持る段
 一五二十小申上べし五郎兵衛とつと應へて私先祖松ヶ枝莊五郎の昔年源
 延尉義経公奥州没落あつて蝦蟇へ御渡海の砌り彼地を御教導仕り蝦蟇
 地御平均の後莊五郎の旧郷津軽へ帰国仕々願ひ節御褒美として
 金銀財宝救々をあり其上五百石の御墨附を拜領な一旧郷へ飯へりる時
 の武將へ此書付持出生懸命の地を安堵とて御懇命をうけて旧地へ
 飯へり早速訴出べきを其時代鎌倉表静らるる故その終救十年を送り
 四代目莊左門の不祥打つと身上立行ごとく住来り一家を壊り折家の棟

小白木の二重箱あり開き開れ右御墨附并小委細をりある書物中へ鎌倉
 へ罷出時の執権寂明寺殿へ申出所名小賢名の君らり神迅小御吟味
 あつて御朱印成るとされ旧郷におつて五百石安堵仕り其のら御當代尊氏
 將軍様へ亦候御朱印写し出し所間違ひらく御朱印御引替小相らん
 父五郎兵衛まで相續仕り安住はうある所不佞先妻の子あて母死去の後
 父五郎兵衛再び後の妻を迎へ娶りる所小又妹駒女出生仕る兩親乃寵愛
 以の外ろる所松枝屋三右門と名の僕徒弟あて其方へ養子娘小仕り三右門
 と夫婦小仕り罷在り所その砌り愚父病死して何の頓着も仕らぬ罷あり
 以所継母の邪智をりて彼五百石の折り御朱印を盗とつて妹の方へ
 内々遣せし所尔未僕後當地へ引越し泰る所あて侍ると申上けれ大川

疾曰く然らざるとして其国主へその趣き達して願さるると不審問れて五郎兵衛
 衛敬んで應へける其儀おかしと如才のこれり得共其節の載断津狂行
 岳候の郡縣令南部吉兵衛忍部佐吉と申御役吏にて母妹が内密のたの
 みより僕出願の砌り兩人入大さ小呵り其儀其方が白痴者ゆかり左中りの
 白痴者を當領内ふさし置ことるべとあつて國を追放せられ致一方なく
 扱るく當鎌府へ引越一巻り侍へると審ふ言上あつけれ大川疾の曰く然ら
 へ其越さをとると當政廳へ願出さるやと問れて五郎兵衛敬んで應へけるハ
 是もも有潤小出願成るは是ふよつて其まふ残念なる打捨置とるると
 聞て大川疾頭を傾け何故不出願ふ及びございと歎さるや御意あらはれども
 此儀を達し出願ふ及び侍れ今の母濱女を訴人同前ふ付扱なくかくの

如く街夫不成さる侍へりいと申上るを聞て管領成氏卿いさる彼が申所
 りとも至極なり何分も後の母と為るの本文を守りて此始末を願はさ
 る段適われ真妙なる志一感入る所より越前守あればと何様の儀をも
 審ふ兼る所より実小大川越前守の當代の青砥左門より家明寺時頼
 卿ハ佐野源左門を鎌倉へ呼よせ源藤太との勝負を見られり予いまだ
 家明寺殿で非ざれども津狂行岳の昔名修理大夫を急召寄せて孔明と
 遂げ得るを依怙の沙汰あつて賄賂を貪りる者どもを引出し各々縛りこび
 を撃べいと宣ひける其とも千摩田辛崎牛田の三士掾端不出ければ大川疾の
 指揮あつて彼八僕の奴隸を呼出せと令せられ下吏畏つて溜り斯と言傳へ
 ければ一心太助定藏の兩個の彼の手負の奴僕を誘ひ出来る且太助腰掛小



新二女録 一冊 終



教光の
明察を
五郎兵衛
宛と宛
立身と
却
因

新二女録 一冊 終

扣居内八人の奴僕不向足下心勞り有伏ふ申上られは跡ハ我々密養つり
 おんべしと力を添へ置一統廳下平伏ふ及ひければ大川彦の聲をうけて八僕
 の者ども你等ハ何ホの故ハ形のとく疵を負けるぞや実体不申上る一とど
 ちても偽るふおりの己等頭がういふと真直小申上へ一との嚴命ふよつて
 奴僕等ハ身をうろひ舌をうろろと八僕一統ハ疵一寸小付方金志歩つめ
 まるこの約束めて津和街松枝屋五郎兵衛ふ代れてかくの如く疵を蒙り
 たりと偽り言上ふ及ふべしとの主人千摩田堂左門殿申付つり侍れ
 とも今うて約束の金子ハ惠まれに其疵を蒙りたる趣意ハふ々と始
 終を審ふ言上ふ未虚言を申上て主人の恩恵ふよつて頸を代り
 まつていと歎と真直小告状ふ及ひければ月番上杉修理大夫政真聲をわ

らげ千摩田及び三士の者とも下をれと縁より下へ追下され下吏小余とて忽
 ら緞洩小縛められ伊藤助右門糾もこれより千摩田より賄賂を食り罪
 るに五郎兵衛を牢舎ふ及むを以て不届と至極と三士と同罪とて帯釵
 御取上げの上共縛られけるを耻辱する月番の執権上杉政真候大川氏小談
 談して五郎兵衛が縛を解ゆり侍り五郎兵衛が妻子兩人廳下へ這出で愁
 訴ふをい言上り侍り侍り五郎兵衛が妻綱女息弥市と申りのおて恐れぬ
 ぐ願ひ奉る万乞妾を母手解死入不命御より下され代り五郎兵衛
 助命不預り侍り有とく存ぞる旨をりつて願ひける越州彦やとて妻子
 ぐ願ひ真妙のいり去るが安堵とせよ五郎兵衛罪科を条今日唯今明
 白露頭小付御許容ゆる所有り有とく思ひ奉れ五郎兵衛疾く縁へ上るべし

とて千摩田が帯劔を下され今日より帯刀を免され間有ぐく兼伏奉るべしとの嚴命ふりつて五郎兵衛は夢も夢見し意を有ぐくと縁の上へ這ひ上り帯劔とらて推戴さるる父子妻子負見合せ嬉し涙を拭ひるるを道理なり

誠忠下僕捕三賊

第八回

成氏教光問賞罪

斯る所へ下吏罷り出て願ひの者と申はり何地の何者と兼りし所松枝屋五郎兵衛が家僕の由を申上りと有ければ何吏も其者をもくと大川彦の令ふりつて廳下へ呼出以下吏畏つて彼願人を誘ければ其者廳下へ平伏して曰く僕僕松枝屋五郎兵衛ふ召遣りし甚六と申者にて侍る所昨夜主人家の後より土蔵へ盗賊三人忍び這入土蔵の壁を伐開き己忍び入んと

仕り所へ僕伺ひよりて擧ぎ伏せ弱りの所を召捕へ御覽下されは通り荒縄をりつてぐるく巻不締め召連罷出ぬ勿論家内諸道具及び僕等道も街長へ御預けの一品でも盗と奪りれては後日言訣相立ぐくと存知毎夜中火の用心のら旁々見巡りし所右盗賊を程よく見付し又幸ひ召とらへ誘ひ罷出ぬ所御預けの品万一品もて紛失御座りては罪小科を重るの理と相心得敷く右の始末侍るこの言上り大川彦是を聞とけ令とて其盗賊を廳下へ引出し見れば面体を墨にて真黒に塗らるるを白を洗へとの令も隨がひ下吏もよりつて三人とも白を水にて洗ふて再び御前誘ひ出る人々是を見て彼千摩田堂左門が舎弟幸治即牛田が舎弟宗三郎幸崎氏が僕久六より越州彦呵つて曰く己は何故かこの夜盗を

働きしや見堂左門強左門など付亦を養ふを得ざるやと咎められて三
 賊とも子たると平伏し此程松枝屋五郎兵衛一件付諸家へ見聞賄賂子貴
 白多く雑費不付諸家へ無心を頼も侍へれども調ひうと夫又扱う右の不届
 その始末不侍ると聞て執権評定衆の各位顔見合世忙りて須更言も發
 る人うりける大川彦の曰く賄賂を遣へせしと何地の誰々何者へ遣へせしや
 と問れて三賊とも不僕等の其儀へ義知仕らんと詫ければ然らば堂左門も
 より存知罷在らう実体不申上へ勿論拙者へ何角持泰せしうとも其ま
 執権中へ差上らる其外何方へ遣へてる哉と問詰られて堂左門畏まり當
 御席不御列座の上杉修理太夫政真候の公用人戸次三左門佐々本近江守
 信久候の公用人徳右門へ遣へ勿論伊藤助右門の外不頼もく人こそ

るに趣き言上又評定衆の筆頭那須刑部少輔宗俊の曰くその賄賂を受納
 してせし者どもを先例なればかのく切腹を命ぜらるしとありける其時管領
 成氏彌の越州候を召れ你此後吟味しとすれごと何様不明白おあふごの
 上被ホ三人の刑罪をいせん哉你在載判いごや侍ると問せまへ教光
 候應へて不佞が取存三人とも小家祿を召放され五郎兵衛小下置れ泥
 近報不御取立ると摩田小の三人ホも共五郎兵衛小場野御選とあり
 て真鍮の勝負仰せ付られ撃しめとる可うと申上ける管領諸君を
 たるもいふ様然るべし評定衆の中月番然るべし取斗ふべしと命せらる
 ます其名盛高へ急脚をめりて南部吉兵衛忍部佐吉の兩人并小松枝屋三
 左門母妻とも不召呼はべしとの上意不付月番の執権評定衆これと兼り

畏も奉つり而して後評定の上にて三士の盗賊のまつ牢獄へ繋ぐべし千摩田幸
崎等の三士を囚率へ田ひ繋ぐべし八僕の奴隸等へ邸館へ飯を五郎兵衛不
御構ひまけれ早々宮へ取り休足とて重ねて召出さるるこの命を
みて五郎兵衛の有るく畏まり廳下と立て妻子下人甚六などを召連し津
和街の宅へ立歸りける途中の人々是を見て希有小五郎兵衛を命助り再び
妻子不對面するに至る今々大川候の仁智明察の載判且一心二河白道
の太助定藏亦信義の良斗亦する所なりと見聞の人々の感しけり
叔評定所において管領成氏卿の上意重ければ即日月番の執權評定衆連
書の奉書をとりつて若名盛高候おらば藩中南部吉兵衛忍部佐吉兵衛
松枝屋三右門母妻とも不急不出府あること旨鎌倉邸館苗主居御召

出でて嚴令ありて直様早打をりて本國へ申傳へける

第九回

教光記録所令黑白
三右門夫婦落罪

奥州津経行岳城主若名修理大夫盛高候の外様諸侯にて其先祖へ桓武天
皇十代の孫として十五万二千五百石を領せられ奥州南山同取摩郡猪苗代
同亀が城を守護ありて鎌倉館の辨が谷あり家老を猪苗代兵部少輔
大崎修理亮木沢右京進といふ録府よりの召狀當着ありて大さ小懐ら
披見の上家老兵部用人など評定の上鎌倉より態々の急脚申居ながら返
事も成りしとて月番國老大崎修理亮御名ざりの者ともを召捕へ綱兼物
あて召具して大崎氏の出府不及びける奥州津経行岳城府より相州鎌倉



六代目 早打本國



芦名家の
早打本國
津輕
至る

六代目 早打本國

千二百五里の路程を三日を累ねて上りける不程に鎌倉郵館辨分谷
 まで着し即刻月番の執權上杉政真着の趣に評定衆へ訴へければ即
 日官司の砌り掛りの衆中當日正己の刻出席あるべき旨仰渡されける是
 小つて其翌日己の刻時十を合圖小若名家の國老大崎修理亮の命令
 ある所の五個の者を召具し記録所へ出席ありて彼五人者共御門前の溜
 里小扣へさそ其身の記録所の詰所小扣へあつて呼出しを相待居りける窪屋
 預り岩井甚兵衛十摩田幸崎牛田木の三士の縄付なご伴ひ来りて溜
 小扣へり長文頭勘右門八幸摩田の舎弟幸治郎牛田が舎弟宗三郎幸崎の
 僕六三箇の繩をとりて引具し来るまご心の太助の八僕の手負する奴衆を
 誘ひ出来る松枝屋五郎兵衛の手代甚六を召具して溜り小扣へ居る當日記

録所へ月番の執權評定衆密察使の各位少令尹越州候其外役人衆
 残らば列席あり時小上杉修理太夫政真候上席へあつて紹介をありて
 若名家の國老を呼あめりて是小つて若名盛高の家老大崎修理
 亮詰所より出て平伏小及ぶ政真管領成氏郷の御側へ出座ありて大川
 候へ令小つて教光松枝屋三右門妻母を呼出されければ三人とも廳下小
 出て平伏大川候吃と見下し二右門妻助女とゆゑん彼書附を持参
 小及びさつと問う仰ふつて持参仕いとて御前へ差出大川候披見
 わつて奈何小女此書券へ五郎兵衛うごひ持する者なり然るを何故小
 你この書券を所持罷ありて真直小申上ぞしと吃と令口されはさし助文
 が應へて妾愚父の申され侍へる此家督五郎兵衛を以て迎も勤まらうと

と遺言をて病死の砌り渡され其後此旨をりつて五郎兵衛所の御官廳へ
 出られども其理相分らば亡父の成置る後更人詮うくる在野と退
 去仕り侍べると申上ける大川候呵つて己と巧言をりつて申上るとも其通
 みてハ有る此書券の母が盗とて遣はしる相違有まト実体不申
 上べと有けれとも駒女否々との儀を侍べらばと辞とければ大川
 侯令して夫三右門を呼と令口される不應とて下吏亦畏つて三右門
 を引立て廳下へ出て蹲る大川侯是を見て即ち三右門此書券の嫁娶
 の砌り駒女が持参せし相違ある哉いな哉との尋ね不敬んで仰の趣と不
 相違とれりくと對ふこれふつて其趣とを遂に口詞不書留められふける
 教光侯獄卒不命とて其婦人を拷問せらるゝとの指令を畏つて獄卒等

駒女を側へ引立拷問ふをへ駒女と縛り揚られ苦撃れく苦く不た人
 りて逐一不告状不及ふ呵責の獄卒不問とて南部吉兵衛忍部佐吉の兩
 人へ賄賂として何程の金子を遣せし哉と問れて駒女對へて金十兩不
 采十俵不進不申侍へて頼と侍べると申上る不付拷問をり此趣と
 を言上ありければ大川侯指令あつて長吏頭勘左門を召出され駒女先不
 母濱女の兩人管領を欺と義理ある家兄の眼を盗の罪不よつて你下さ
 るいらやるとも手らふぞと仰付らる勘左門畏つて兩個の婦人を引とて
 廳下を下りける扱次不昔名の藩臣南部吉兵衛忍部佐吉の兩士を召出
 されて你等兩士とも不大切なる市中支配令尹職を蒙り居て賄賂不不け
 と婦人不荷膽とて非議の取捌とて段甚りつて不埒言語同断り乞と

命まことぞらるべきの子細こまごまも有あるとも格別くわくべつの憐愍れんみんをりつて主人しゅじん菅名盛高すがなもりたかへ下くださる
此趣このまじと吃度くつど相心得あひこころべしと國老くにのちやう修理亮しゆりりやうへ向むかひ彼者かのう二士領主にしりやうしゅへ下くださる本國ほんこくへ
連つれ取とり白又しろまた申付まうすらるべしと命まことはけられて修理亮しゆりりやう有あがじと御受申ごうけまうすてやぐて
南部忍部なんぶしのぶの罪人つみびとを受取うけとりて記録所きらくじよを出でて直ただ小網衆物おこあむらをて國元くにもとへ誘いひ取とり
ける千摩田牛田ちまぢうぢうぢうが舎弟しやてい亦また兩人にりふ幸崎氏さちさきうぢの家僕いえやくの三賊さんぞくの頸くびを刎きて獄門ごくもん小行せうかう
ざしと仰渡おほしやうたされける次つぎ小松枝屋こまつえは三右衛門さんゑもん一命いちのみことを助けらる重おもき追放ついほう不行せうふ
つれける一心いつしん太助たすけ此度このたびの働はたらきと適あつれと御答ごたまの上則うすなりの五百石ごひやくいしの折紙せしを賜たまり
管領くわんりやうの縣令けんれい小仰せうおほ付まうすられける次つぎ不定藏ふぢやうざうを召出まうしだされ此度このたびの働はたらきと適あつれ誠実まこと
の至いたりこれ依よて五郎兵衛家ごらうべゑけ邸宅ぢたく土藏家業どざうかごうを下くだされける手疵てまたの八人はつにんの者
ども本快ほんくわいあるまで你なんぢホ方はうへ引取ひきとり各位ごゐ身分身分落着らくぢやく紹介せうかいじ遣つりたへしと

仰渡おほしやうたさる太助たすけも定藏ぢやうざうも実まこと小森耳こもりみみ水みづの幸福しゆふくを得えて有あがじと領掌りやうしやうあつまく
定藏ぢやうざうハ八人の奴僕等やつやくらうを誘いはつて廳下ゑいげを退ひき取とり五郎兵衛ごらうべゑを呼出よびだされ
足下あしもと候まうす今般相攻いまぱんさうかうめ昵近ぢきん衆しゆ小仰せうおほ付まうすられり向むかひ千摩田牛田ちまぢうぢうぢう幸崎さちさきなどの邸館ぢかん
を下くだされける間ま早はやく取繕とひ住居ぢゆくあつて仰おほしやうたされければ五郎兵衛ごらうべゑ眞まこと
加からぬ幸福しゆふくと謹つとんで答拜こたへまうすして記録所きらくじよを立て帰宅かいかいも及およびけりぞ目出めでされ

第十回

三士真劔蒙命勝負
主稅於御前試劔法

形かたちを深山みやまぐれの朽木くちるれ心こころは花はなも成なるなりとつる古歌こたの如ごとく街夫農まちうらひ
民たみとて侮あはれざる歴々れききたる高位かうゐ高官かうかんなる人ひと心卑こころひしく拙ちるれ有ある身み下賤げせんな
れともとも心こころは高位かうゐ高官かうかんも愧はげざるの君子くんしあり扱さも千摩田等ちまぢうらうの三士さんしハ

松枝屋五郎兵衛を匹夫下郎と侮り武術修煉を試んとおのりて却つて
 散々の懲りぬ逢て吾身立帰り見ると心もろく渠奴を殺さんと思ひ
 ろの比怯未煉の意より志て却てれが為不宰舎不推込られ天下の罪人と
 つつて今更後悔不及ふとも更不益るれをりて知る一儲の管領成氏卿
 の命令よりて長谷寺門前並木の廣き馬場不於て方八間の行馬を結ひ
 千摩田幸崎牛田等の三士と松枝屋五郎兵衛と真釵の勝負ありとの用備
 として日々番匠日雇手傳など大勢集り来り修造方令尹の指揮不従ふて
 日あふ其用備全備不及ひける管領左兵衛督成氏卿おも内々上覧あり
 べとの御内意ありをりつて行馬など殊更嚴重不仰口附させられ前日より
 御棧敷の用備區々うる吏諸方へ噂さるく市街の者ともへ勿論隣郷近

在邊鄙よりも追々見物せんと群聚ナラシムと聞えける此とれ五郎
 兵衛越前候不謂て曰 這般の一件ハ誠不尊大人の恩惠不依て小子
 が厄難を御救ひ下され段ありがく御仁心の上拙者が身分不わいて
 生涯ことごとこの御高恩謝し奉る不詞なりと敬んで謝しければ大川
 候の曰く其後ハ全く不佞と丹為ふあり足下の実心より出る丹よりと有
 りれば重ねて五郎兵衛申けり右不付一箇条の御願ひあり不佞と彼三
 士等との真釵勝負の後管領より御命有がく兼伏奉りて之不先
 殿及むるなご不佞が修煉并ふ勇力の程もあはれ無刀まで見勢附置
 侍れば伏乞此度の真釵試合の後小子が愚息弥市と申者當十三歳あり
 べれども彼三士等ハ此者の相應と相心得とべれが右愚息弥市とかの



三士と立會勝負不_レ及_レむとて願_ハ奉_ル所_ニあり又_レ小子妻_ハ陸奥_ノ伊達_ノ城
 主伊達大膳太夫持宗候_ノ藩中_ニ三輪酒造進_ガ娘_ヲと素未_ニ武士_ノ意氣_地
 相心得_レ罷_ル婦人_ニて又_レ長刀_ヲも少_シ心得_ルも_レ且_ニ刀_ノ釵_ノ術_ヲ
 も有_レ哉_ニ存_知侍_レれ_バ愚_息ガ介_添と_シて右_ノ母子_ニ二人_ヲを三_士ノ輩_ニ對_シ人_ノ差_ヲ
 出_レ度_ト存_ズると有_レければ大_川彦_大さ_ハ懐_カと_テ子_ヲを見る_ニ更_父不_レ如_レ比_トわれ
 麻_忽ノ_後申_サれ_ルも_レ存_ズれ_ドも不_レ悛_ニ於_テ其_ノ甚_クり_テ覺_束ま_ク存_ズ
 る_ニ賢_息ハ當_年や_ウく廻_支ま_ウけ_ルや奈_何ぞ彼_ニ三_士ハ何_レも而_立前後_ニあ_テ
 血_氣盛_んなり_シ此_ノ後_ハ甚_ク危_ク存_ズると兼_引な_レければ五_郎兵_衛復_曰思_フ
 召_ラせ_ラれ_不束_マる_身乃_レ愚_息後_ヲを御_心配_下され_ルも_レ御_厚情_也御_差
 止_め下_{され}侍_れども小_子と_テも一_人ノ愚_息也_ハ寂_愛する_寂惜_子る_レハ何_奈

危_クと_テ後_ヲを願_ハ奉_ルる_也哉_ニ彼_等三_士不_レ負_ルの_心配_けり_てこれ_ヲく_レ
 ま_シ偏_不願_ハ奉_ル所_ニあり勿_レ論_時ノ勝_負ノ_後小_レレ_ハ母_ヲ二人_ニ
 侍_{らん}管_領成_氏郷_{より}息_ヲを召_ひと_{せん}と_する_小千_摩田_等如_きノ未_熟
 未_煉ノ_者三_人五_人仕_とめ_るり_と何_程ノ更_うと_{らん}希_く管_領ノ_御
 前_ニ於_テ一_應御_試下_さる_ハ尚_々有_る存_知奉_ルと_わる_小大_川候_諾き_こ
 天_地ノ_間誰_リ子_ヲを妬_ハり_者や_ん哉_ニ左_程お_まで_懇望_あつ_て願_ひつ_る
 後_ら其_ノ趣_キを管_領ノ_上聞_小達_しる_上お_まて_有無_ノ返_答不_レ及_ぶと_テ
 此_趣目_番ノ_執權_評定_限へ_披露_ノ上_管領_ノ上_聞小_達一_言持_{らん}と_ぞ
 試_せられ_ける_斯て大_川彦_五郎_兵衛_ガ願_ヒ出_るの_趣を_執權_評定_限及_び
 國_持外_様ノ_歴候_へ示_談不_レ及_ぶれ_んを_何も_申され_ける_彌市_トり_ハ

畢竟ひつぎやう志学しがく未満みまんの小児こゝろうらむる對人あつての何なにきも歴然れきぜんたる大人おとなたり然しかも未熟みじくあもゆれ年頃としごろ武術ぶじゆつ切差けさある母ははの社士せしなり警言けいげんをりつて言いハ大石おおいしと鶏卵とまごのとくふおひりて甚まじど危あやう見みゆる母ははなり五郎兵衛ごらうべゑとも一人ひとりの男子おとこをりつて亦また以も母ははを考かふれハ五郎兵衛ごらうべゑが心こころ小徹せうてつせざる車くるまハりまど依よて管領くわんりやうの御慮ごりよさくくく試合しあひとして肥近ひぢん亞彦あひこの男子おとこ等ら同年位ごんねんざいなりて段々だんぜん年重としぢゆうさお及および而立た前後ぜんごの社士せし等の劔法けんぽう試しさくく能立會のうだてあひの琢磨さくたくさし明日あした日五ツ時いつごを初發はつぱつとして試しさくくべとの上意じやういお由よして其旨そのむねを仰おほせ下くだされ各々おのづから其用備そのもちべいお及およびけるしる借當せつたう日辰にちぢんの下刻げこくを初發はつぱつとして大廣間おほひろまを試合場しあひあひと定められて正面しやうめん一段いちだんさくく間の中央ちゆうやうを管領くわんりやうの御座ござの間まと定め禰ねの上うへ長上下ながじやうげ着用しやうりやう左右さうじやうお近習きんじゆ扈從こじゆ侍座しやうざありて左右さうじやうの間まお執權しやくけん評定衆へうていしゆ國持くにもち外様ぐわいさうの諸彦しよご亞彦あひこ其

外諸役ぐわいしよやく人次第ひとしだい甲乙けつゐを吟ぎんびりて列座れつざある肥近ひぢんの内劔法うちけんぽうお心得こころえあるゆへ何れなんも御前ごぜんへ出て堅嚙けんがを飲のんで扣ひへ居ゐる

近世きんせい美談びだん 大川仁政録第二輯卷之三終

